

2015年5月15日

各位

会社名 パナソニック株式会社
代表者名 取締役社長 津賀 一宏
(コード番号 6752 東証・名証第一部)
問合せ先 ディスクロージャー・IR 渉外室
室長 高桑 幸恵
(TEL. 06-6908-1121)

新株予約権に係る発行登録に関するお知らせ

当社は、本日、新株予約権に係る発行登録書を関東財務局長に提出いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 募集有価証券の種類 : 新株予約権証券
2. 発行予定期間 : 発行登録の効力発生予定日から2年を経過する日まで
(2015年5月23日から2017年5月22日)
3. 募集方法 : 株主割当
4. 発行予定額 : 50億円
(上記は、新株予約権証券の払込金額の総額(無償)に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額。)

当社は、2005年4月28日開催の取締役会において当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針(ESV※プラン)を決定しました。その後、毎年、取締役会においてその基本的な考え方を維持し、引き続き採用しておりますが、2015年4月28日開催の取締役会において、さらに継続することを決定しました。

ESVプランでは、当社株式の大規模な買付行為に関するルールを定めておりますが、当該ルールが順守されなかった場合等には対抗措置を講じる可能性があります。本発行登録は、対抗措置の選択肢のひとつとして、必要に応じて機動的に新株予約権を発行することを可能とするものであり、2013年5月15日に提出した発行登録書による発行登録の有効期限(2015年5月22日まで)が終了するため、再び発行登録を行うものです。

当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針の詳細につきましては、当社の2015年4月28日付プレスリリース「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針について(買収防衛策)」を当社ホームページ(<http://www.panasonic.com/jp/corporate/ir/relevant/>)に掲載しておりますので、ご参照ください。

※ESVとは、Enhancement of Shareholder Value の略。

以上